

美濃加茂市公告第 15 号

公有財産（動産）の売却について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 8 年 7 月 15 日

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

1 一般競争入札に付する物件

以下の物件を入札に付し、売却する。

（動産）

物件 番号	売買物件名	数量	最低処分価格（円）
1	特殊浴槽 「ライラックプラス LA-560MR」	1 台	3,000,000
	入浴用椅子 「ライラックプラス BWC-160」	2 台	

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 市内で介護事業所を運営している法人であって市内でサービスを提供している事業所

(2) 購入した物品については、令和 8 年 11 月 30 日（月）までに設置及び利用すること。

(3) 次のいずれかに該当する者は、この入札に参加することができない。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者

イ 市町村税の滞納者（法人については法人市町村民税の滞納者）

ウ 美濃加茂市暴力団排除条例（平成 24 年美濃加茂市条例第 10 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までの規定に該当するもの

エ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体又は当該団体の役職員若しくは構成員

オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づき更生手続開始の申立てを行っている者又は同法に基づく更生計画認可の決定を受け更生計画を遂行している者

カ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき再生手続開始の申立てを行っている者又は同法に基づく再生計画認可の決定を受け再生計画

を遂行している者

キ 美濃加茂市契約等における暴力団等排除措置要綱（平成２８年美濃加茂市告示第５５号）別表に掲げる措置要件に該当する者

ク 美濃加茂市競争入札指名停止措置要綱（平成２８年美濃加茂市告示第６１号）の規定に基づく指名停止措置を受けている者又は国若しくは美濃加茂市以外の地方公共団体の指名停止措置を受けている者

３ 入札参加申込みの方法

- (1) 入札参加を希望する者又はその代理人は、申込受付期間に一般競争入札参加申込書兼受付書（別紙様式）及び所定の書類（以下「申込書等」という。）を美濃加茂市市民福祉部高齢福祉課高齢福祉係（以下「高齢福祉課」という。）へ郵送で提出すること。
- (2) 申込受付期間 令和８年７月１５日（水）から同月２１日（火）の期限までに、書留又は簡易書留により、必着で届くように郵送すること。
- (3) 資格要件の審査について、満たしていない者には入札参加不適格理由書を、満たしている者には一般競争入札参加申込書兼受付書を送付する。もし、書類が届かない場合は、必ず令和８年７月２２日（水）午前９時から午後３時３０分までに高齢福祉課に連絡すること。
- (4) 入札申込書の書式は、別紙様式のとおり。

４ 物品公開日

- (1) 売払物品公開は、令和８年７月２３日（木）午前９時３０分から午後３時まで、場所は総合福祉会館 すこやかタウン美濃加茂（旧すこやかタウン美濃加茂デイサービス）（以下「総合福祉会館」という。）にて行う。
- (2) 物品の確認を希望する者は、事前に氏名及び確認を希望する時間帯を高齢福祉課に電子メール又はファクシミリで連絡をすること。また、電話による物品に関する質問は一切応じない。
- (3) 希望者がいない場合には実施しない。

５ 入札保証金

免除とする。

６ 入札及び開札

- (1) 入札期間 令和８年７月２２日（水）午前９時から同月３０日（木）午後４時３０分まで
- (2) 開札日時 令和８年７月３１日（金）午後２時から
- (3) 開札場所 美濃加茂市役所本館２階 第１会議室

(4) 入札方法 入札書の提出は、郵送とする。

(5) 開札日に入札書到着順に入札を行い、入札者又はその代理人は、開札に立ち会うことができる。

7 落札者の決定

(1) 開札の結果、美濃加茂市が定めた最低処分価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。なお、最高の価格での入札者が2者以上ある場合は、くじで落札者を決定する。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者は、くじを引くことを辞退することができない。

(2) 立会がない場合は、職員が代理してくじを引く。

(3) 落札者には速やかに、決定した旨の通知を書面にて行う。

8 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は、免除とする。

9 無効な入札

次に掲げる入札は、無効とする。落札決定後又は契約締結後にその事実が判明した場合も同様とする。

(1) 入札に必要な資格の無い者のした入札

(2) 指定した入札書以外を使用した入札

(3) 一般競争入札参加受付書の交付を受けていない者の入札

(4) 記名押印を欠く入札書による入札

(5) 金額を訂正した入札

(6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(7) 最低売却価格を下回った金額による入札

(8) 明らかに連合によると認められる入札

(9) その他入札に関する条件に違反した入札

10 契約書作成及び代金の支払方法

美濃加茂市と落札者は、契約書の作成をし、落札者は、美濃加茂市の指定する納入通知書により、令和8年9月30日（水）までに納付しなければならない。

11 契約の解除

契約を締結した落札者（以下「契約者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該契約を解除することができる。

(1) 契約期間内に契約を履行せず、又は履行の見込みがないと認められるとき。

(2) 契約の履行について、不正な行為があったとき。

(3)前2号に定める場合を除くほか、契約に違反したとき。

1 2 所有権の移転及び物品の引渡し

(1) 所有権は、売買代金が完納したときに移転する。

(2) 売払物品を引き渡す期限、場所、受渡方法等は、次のとおりとする。

ア 期限 令和8年9月30日(水)

イ 場所 総合福祉会館

ウ 受渡方法 現状渡しとし、引渡し後の不調や故障についての補償は一切行わない。

エ その他

(ア) 運搬及び設置に係る費用は、契約者の負担とする。

(イ) 売払物品と給水管等の接続は、契約者において取り外す。

1 3 入札又は開札の中止

次の場合には、入札又は開札を中止することができる。この場合において生じた損害は、入札者の負担とする。

(1) 明らかに談合の事実が確認されたとき又は談合の疑いがあるとき。

(2) 天災その他やむを得ない理由によるとき。

1 4 その他

(1) 引渡し後の公租公課等は、契約者の負担とする。

(2) 物品引渡し時に受領書を提出すること。

(3) 提出された資格確認資料等は返却しない。

(4) 売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、契約者の負担とする。

1 5 問合せ先

美濃加茂市高齢福祉課高齢福祉係

〒505-8606 岐阜県美濃加茂市太田町3431番地1

電話番号 0574-25-2111 (内線 504)

ファクシミリ 0574-24-7447

電子メール kourei@city.minokamo.lg.jp